

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 10 日現在

機関番号： 12501
研究種目： 基盤研究（C）
研究期間： 2010 年度 ～ 2012 年度
課題番号： 22520815
研究課題名（和文） 農山漁村経済更生計画書に見る生活習俗の指針とその実態に関する民俗学的研究
研究課題名（英文） A folkloristic study about description of life manners and customs written in rural economic rehabilitation plan
研究代表者
 和田 健（WADA KEN）
 千葉大学・国際教育センター・准教授
研究者番号： 20292485

研究成果の概要（和文）：本研究は 1930 年代前半、すなわち昭和 10 年代にさしかかる時期における生活習俗のあり方を記した農山漁村経済更生計画書の記述を考察するものである。1937 年日中戦争や 1938 年国家総動員法施行など戦時体制にさしかかる直前の農村における生活習俗のあり方とその意味の考察を行った。農山漁村経済更生運動における「農民精神の作興」というスローガンのもと、この当時の生活習俗がどのような行政側からの改善指導がされていたかについて明らかにし、国家と民俗の関わりを戦時体制が確立する直前の動きについて、茨城県、長野県を事例に検討を行った。

研究成果の概要（英文）：This study is to consider the life manners and customs in the rural economic rehabilitation plan which describes the first half of the 1930s. In this study, I considered the meaning about the way of the life manners and customs in a farm village just before it which was about to let a war regime including the National Mobilization Act enforcement in 1938. In this study, I have researched to clarify how improvement instruction was done from the administrative side. Therefore, I have researched about Ibaraki and Nagano examples in a folk relation with a nation before a war regime was established.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野： 人文学

科研費の分科・細目： 文化人類学/ 文化人類学・民俗学

キーワード： ムラ / 模範町村 / 民俗 / 生活改善 / 生活習俗 / 農山漁村経済更生運動

1. 研究開始当初の背景

公的施策による国民の生活習俗に関わる指導については、1900 年代当初の地方改良

運動を契機とした研究で、模範町村における町村是の編纂や勤勉貯蓄の奨励などに関連して幅広く研究対象となっている。また近年では 1920 年代における民力涵養運動も射程

に入れた国民儀礼の考察もされている。(例えば岩本通弥「可視化される習俗 民力涵養運動期における国民儀礼の創出」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集 2008年)。そして1920年代から戦後までと時代の幅は広いが生活改善運動(栄養指導などの食生活改善、膳椀などの共同管理、香典の金額を規約で定めるなど)を契機とした研究も民俗誌的研究の中で行われている。

これらの公的施策と絡んだ運動に加えて、研究代表者は、「農民精神の作興」を掲げた農山漁村経済更生運動(1932年～1943年、以下経済更生運動と略す)で旧来の生活習俗を再照射する指導が色濃く進められたと感じている。特に旧来の生活習俗を模範的と見なすあり方(相互扶助・隣保共助・協同労働といった旧来の協同を伴う民俗的慣行の奨励など)が奨励され、ひいてはそれをもとに村の団結意識を喚起し、国家レベルの体制に組み込む礎が作られたと考えている。そのことに関する予備的考察と仮説について、研究代表者は経済更生運動初期の茨城県更生指定村における模範的な生活習俗の指針についての考察(和田 健「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり ―昭和七年度茨城県指定村の事例より―」茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』92号 75-90頁 2008年2月)および運動の母体である農村更生協会における初期の活動指針について分析考察(和田 健「明文化・系統化される民俗―農山漁村経済更生運動初期における生活習俗の創造―」小池淳一編『歴博フォーラム 民俗学的想像力』せりか書房 219-237頁 2009年3月)を行ってきた。

2. 研究の目的

本研究では、研究代表者が行った今までの予備的研究に基づき、より具体的な作業を以下の目的の下進めていった。

(1) 茨城県、長野県における農山漁村経済更生運動計画書(更生指定村計画書)の渉猟・整理・分析

上記2県における経済更生運動で策定された更生指定村計画書の所在確認調査を行う。上記2県を対象とした理由は、以下の理由による。

茨城県は昭和2年(1927年)に日本国民高等学校が、長野県は昭和13年(1938年)八ヶ岳中央修練伝習農場が設立され、のちに進められる経済更生運動において農民指導者を育成する母体となった教育施設があったのが両県である。両県の更生指定村を対象とすることにより、当時先進的と見られ改めて奨励された村の協同性(例えば無償労働の

奨励)や生活改善指導(例えば冠婚葬祭の簡素化)、生活規範の策定(例えば時刻を守ることの奨励)といった具体的指導の姿が明らかになると考えたのである。

研究代表者はその見通しについて、茨城県を対象にその作業を進め、一部成果を2008年に発表した(先述 和田 健 2008年2月)。その拙稿で示した方法に基づき、従前より行ってきた研究の継続を本研究課題の重点事項に位置づけ、両県における更生指定村計画書に記載された生活習俗に関わる改善計画の整理・分析を行った。

そして更生指定村の計画書巻末に添付されることのできる多い実行組合や寄合で作成された「生活改善規約」を収集・分析し、そこに示された民俗的慣行に対しての経済更生委員会からの指導助言について、その実態を検討した。

(2) 茨城県、長野県における更生指定村の民俗誌的調査

更生指定村になった地域において、経済更生運動などで確立された生活改善規範について現在ではどのように伝承されてきているかを聞き取り調査し、その変容と意味を以下の項目に基づいて考察した。

- ①村制(寄合による議決方法や規約、共有地共有物の管理のあり方など)
- ②冠婚葬祭に関わる申し合わせ(祝儀、香典などの取り決め、返礼に対する取り決めなど)
- ③生活規範について(時間の奨励、節酒、節約のため醤油や味噌などの自製奨励など)

研究代表者はこの時期に「模範」として提案され目標化された村のさまざまな生活習俗(例えば道具を共有し節約を図ること、時間を守り寄合の運営を円滑にするなど)が、現在も伝承されている民俗的慣行と大きく関わるものと考えている。その実態は具体的にどうであったのか、また現在もその観念はどのような受け入れられ方をしているのかについて、民俗誌的な資料整理を行うことで明らかにしたいと考えた。

3. 研究の方法

(1) 茨城県、長野県における更生指定村計画書の渉猟、収集調査

研究代表者は茨城県に関する予備調査で、9年間の経済更生運動のうち昭和7年度～12年度(6年分)の指定村計画書渉猟作業を終えている。昭和7年度はデータベース化を行い、分析の成果は『茨城県史研究』92号(前掲書和田 健 2008年2月)に発表している。研究代表者は茨城県の更生計画書の収集確認調査は本事業計画前より着手しており、引

き続きの作業と内容の分析を行った。

長野県についても予備調査で昭和7年度から3年分は所在の確認をしているが、十分な収集を行っているとはいえなかった。そこで長野県の更生計画書については県立長野図書館、信州大学附属図書館松本合同図書館、長野県立歴史館を中心に更生計画書の所在確認および収集調査を行った。

(2) 茨城県東茨城郡石塚町(現在は同郡城里町)、稲敷郡古渡村(現在は稲敷市)など更生指定村の民俗誌的調査および長野県更生指定村に関わる関係資料の渉猟・収集調査
茨城県の更生指定村であった町村から対象集落となる地区を絞り込み、民俗誌的調査を行った。

オーソドックスな社会組織および冠婚葬祭に関わる事項を中心に、更生計画書で示された生活改善指導の変化を意識しながら、近年の様子を調査した。

なお当初は長野県の更生指定村の聞き取り調査を深める予定であったが、分村の諸相を理解する資料分析にとどめ、次期科研事業で行うめどをつけることを目標として関係資料の収集に重きを置いた。

4. 研究成果

更生計画書からみられる生活改善指針については、以下の観点から考察することができる。

(1) 冠婚葬祭に関わる指針事例

基本的には手伝い及び出席者の人手を極力増やさないよう指針を示す。

① 出産、帯解き等冠儀

産着などの調度は質素に。お祝いは長子のみで行うことを徹底する。お祝いはお金で送り、教育資金として使う。

(事例1) 祝いを行う対象

「子どもの祝いは長男長女に限ること」(西茨城郡西山内村)

「諸祝に関しては総領のみに止め質素に」(新治郡九重村)

(事例2) 着物を華美にせず、祝いは教育資金にする。

「紋付き、裾模様などを可及的廃止することとし金員を以て贈呈しこれを教育資金と為すこと」(東茨城郡石塚町)

お祝いは極力教育費に充てる指導の事例である。

② 婚姻に関すること

華美にならない。近親者のみの出席を奨励する。婚儀で働かざる者は手伝いに行かない。

これらの記載は、ほぼすべての指定村に盛り込まれている。

(事例1) 婚礼品の制限

「箆笥、長持各一棹を限度とし、それを越える場合は一棹ごとに金二〇円を村の基本財産に寄付する」(西茨城郡北那珂村)

北那珂村は、初期の指定村ではあるが更生計画書の中でも農業経営による肥料調達費の削減、開墾計画まですべて数量化していることが特徴である。しかも、生活改善に関する事項も具体的な金銭目標を設定しているのが特徴的であった。

(事例2) 婚礼服の村費で賄う例

「新郎新婦の婚礼の式服(結納の衣服)は村費を以て調製すること。式服は村紋章入れとなし使用料を徴収し貸与すること。新郎新婦に要する衣服は多額の費用を要しこれが調達の為婚期を失する事あるもの有り」(多賀郡櫛形村)

家計からの支出がかからないように、村による行政負担で対策を取る具体的な指針といえる。

(事例3) 披露宴に関わる時間、回数制限

「日中に行い夜の場合は必ず11時限り」(稲敷郡古渡村)

「三つ目祝を廃すること」(北相馬郡山王村)

冗長になる披露宴の制限を示すものが初期の更生計画書からもみることができる。

③ 葬儀に関すること

拡大していく出席者の範囲を制限して、葬式そのものの費用を抑えるねらいを持った記述がみられる。例えば、

- ・近親者以外の村内の会葬者には本膳を出さない。
 - ・実行組合単位で膳碗は共有すること。
 - ・無駄な手伝いはしない。
 - ・香典返しの廃止。
- はほぼすべての指定村で指摘されている。

(事例1) 「鍋掛という習慣は廃すこと」(東茨城郡石塚町)

多数が葬儀に出席しない。葬儀に参加して自家の火は使わないという別火不浄の習慣は廃する。また本膳を出す範囲についても「鍋掛」の慣習をやめさせ、制限すること方針が出されている。

(事例2) 「葬儀における撒き金、放鳥は絶対に廃す」(稲敷郡朝日村)

こちらも冗費につながる具体的な習慣の廃止に言及している。

(2) 冗費につながる旧習の廃止と新たな習慣の提案

冠婚葬祭に関わる以外にも、できるかぎり日常生活の中で節約をするあるいは貯金をするような指針を出している提案も多い。

(事例1)「文無しデー」(多賀郡楡形村)

「一戸月一回に五十銭の文無しデーの節約を行うときは一ヶ月六円となり六百二十戸と見て三千七百二十円」
楡形村の計画書は、具体的な数量でいくら節約効果があるかを生活習俗にも言及している。

(事例2)「同心棒の禁止」(久慈郡久慈町)

「弊風打破の実行」の中で記載。大漁時網元に黙って魚の横流しすることを禁ずる。

(事例3)「尺立て飯、七五三杯の禁止」(北相馬郡高須村)

盛大な酒食をとまなう儀礼行為を禁ずる。

(3) 満洲分村と更生指定村

茨城県では、たとえば笠間市の更生指定村で満洲分村の実行が更生計画書の中に盛り込まれていた、茨城県全体では満洲分村が計画の中に積極的に入れている例は他県に比べて少ない。反面長野県は南信、伊那地方を中心に満洲分村を更生計画の中に盛り込んだ例が多い。中・後期の更生計画との関わりにおいて、両県の比較は必要ではあるが、大規模な稲作地域を擁している地区かどうかは分かれ目ではないと思われる。同じ長野県でも分村を盛り込んだ指定村は、稲作生産の困難な地域に見受けられ、穀倉地帯では計画に盛り込まれている例は管見のところみられない。

今後の詳細な分析は必要と考えている。

(4) 更生計画書、特に初期の生活改善指針が持つ意味について

満洲分村が具体化する中期から後期の更生計画と違い、初期の更生計画と生活改善の関わりについては、以下のようにまとめることができる。

① 日常の生活習慣(計画書の中では「旧習」「弊風」などの表記)を改める目的で定めた生活改善指針を、実行組合単位で遵守を求める姿勢が記述からは見受けられる。

ただし、強い縛りではないが、このときにムラ単位での系統だった生活習俗(いわゆる民俗的慣行)が整えられていく流れも読み取れる。

② 初期の指定村における更生計画書の中で、いわゆる農業経営に関わる基礎的な方策を

持っている指定村と持っていない指定村で書き方が違う。

特に経済更生運動2年目あたりまでは、生活改善に関わる記載事項が占める割合が多い。また更生計画を立てる前に生活改善同盟会で「生活改善規約」を作成している指定村の生活改善指針は微細に渡り、具体的な実行事項となっている。

③ 1930年代前半と後半以降という時代との関わりについて。

経済更生運動は、初期の自力更生のときと、満洲分村を中心とした中後期以降の施策との関わり以降では明らかに諸相が違うが、その境目になる1937年前後は1年単位での更生計画書の検討が必要ではないかと思われる。農村の経済的疲弊、食糧不足、満洲国建国そして満洲移民施策・・・そして戦時体制下へ。1930年代を今一度腑分けして国家統制下に組み込まれていく流れを見ていく必要があるのではなかろうか。30年代前半と後半では明らかに色合いが違う。日中戦争が区切りになり、経済更生運動の様相も、「自力更生」から「国家統制下のムラ組織」へと変容していく。その中で日帯との生活習俗が統制されそして形作られていったかを検討していくべきかと思うのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

① 和田 健「農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相—昭和9年度更生計画書を中心に—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第41号)83-104頁 2012年 査読有

http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AN00142942/03862097_83-104.pdf

② 和田 健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行—昭和八年茨城県更生指定町村38の事例から—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号)133-155頁 2011年 査読有

<http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AN00142942/Jinbun40-133.pdf>

③ 和田 健「石黒忠篤と民俗学周辺」(国立歴史民俗博物館編・発行『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集)117-139頁 2011年 査読有

[学会発表](計2件)

① 和田 健「農山漁村経済更生計画第1期5カ年に見られる生活習俗・社会教化の実相と

指針]第 63 回日本民俗学会年会 2011 年 10
月 2 日 滋賀県立大学

②和田 健「農山漁村経済更生計画書に見ら
れる生活改善規約と民俗」 第 62 回日本民
俗学会年会 2010 年 10 月 3 日 東北大学川
内北キャンパス

〔図書〕(計 1 件)

①和田 健『協業と社会の民俗学 協同労働
慣行の現代民俗誌的研究』学術出版会
1-300 頁 2012 年 査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田 健 (WADA KEN)

千葉大学・国際教育センター・准教授

研究者番号：20292485